

江別市自治会連絡協議会会則

(昭和41年12月20日)

改正	昭和46年11月1日	昭和53年5月13日
	昭和46年12月3日	昭和55年5月17日
	昭和47年5月21日	昭和58年5月21日
	昭和48年6月3日	平成10年5月22日
	昭和49年6月2日	令和6年5月18日
	昭和51年5月8日	

(名称及び事務局)

第1条 この会は江別市自治会連絡協議会（略称「江別市自連協」といい、以下「本会」という。）と称し事務局を江別市役所内におく。

(目的及び事業)

第2条 本会は自治会の健全な発達を図り、住民の福祉を増進することを目的とし、自治会相互の連携を密にするとともに、互いに協力して共通する問題の研究、協議、及び解決その他必要な事業を行なう。

(組織)

第3条 本会は自治会の会長、並びに連合会長をもって組織する。

2 地区における自治会の連絡調整をはかるため、江別、野幌、大麻に地区自治会連絡協議会（以下「各地区連」という。）をおくことができる。

(役職員)

第4条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副 会 長	6 名
理 事	若干名
監 事	3 名

2 会長及び副会長は、あらかじめ第3項の理事の互選により決定し、それぞれ総会において承認を得る。

3 理事及び監事は、あらかじめ各地区連から推薦された者をもって充てそれぞれ総会において承認を得る。

4 事務局長は、江別市の自治会担当課長をもって充て、事務局員はその担当係員をもって充てる。

(任期)

第5条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(職務)

第6条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事は会務の重要な事項を審議し、監事は本会の会計を監査する。
- 4 事務局長は、会長の命をうけ本会の事務を処理する。

(顧問及び相談役)

第7条 本会に顧問、相談役をおくことができる。

- 2 顧問、相談役は理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(会議)

第8条 会議は総会、理事会及び正副会長会議とし、会長が招集する。

- 2 会議は出席者の過半数をもって決するものとする。

(総会)

第9条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 役員の選任
- (2) 会則の改廃
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 事業報告及び決算
- (5) その他会長が必要と認める事項

(理事会)

第10条 理事会は総会につぐ議決機関である。

- 2 理事会は会長、副会長及び理事をもって構成し、次の事項を付議する。
 - (1) 総会に提案する事項
 - (2) 総会において決定された事項の具体的推進に関すること。
 - (3) 予算の補正に関すること。
 - (4) その他会長が必要と認める事項

(正副会長会議)

第11条 正副会長会議は会長及び副会長をもって構成し、次の事項を付議する。

- (1) 理事会に提案する事項
- (2) その他緊急事項及び会長が必要と認める事項

(会計)

第12条 本会の経費は、会費、助成金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会費)

第13条 本会の会費は各自治会の世帯数に応じて徴収することとし、会費の額は総会において決定する。

(慶弔)

第14条 会員の慶弔については、別に規程を定める。

(表彰)

第15条 会員の表彰については、別に規程を定める。

(専決規定)

第16条 会長は緊急を要する事項の決定について理事会及び総会を招集することが困難であるときは、正副会長会議を経てこれを専決することができる。ただし、この場合、次の理事会、総会に報告しその承認を得なければならない。

(補則)

第17条 この会則に定めるほか、本会の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、昭和41年12月20日から施行する。

附 則

この会則は、昭和46年11月 1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和46年12月 3日から施行する。

附 則

この会則は、昭和47年 5月21日から施行する。

附 則

この会則は、昭和48年 6月 3日から施行する。

附 則

この会則は、昭和49年 6月 2日から施行する。

附 則

この会則は、昭和51年 5月 8日から施行する。

附 則

この会則は、昭和53年 5月13日から施行する。

附 則

この会則は、昭和55年 5月17日から施行する。

附 則

この会則は、昭和58年 5月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年 5月22日から施行する。

附 則

この会則は、令和 6年 5月18日から施行する。